

議案第95号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年12月19日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9条）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 三朝町財政調整積立基金	年度間における財源の調整を図り、もって町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生

				じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。 (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 (5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。
2 三朝町 減債基金	町債の償還及び 町債の適正な管理 に必要な財源を確 保し、町財政の健全 な運営に資するこ と。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て	(1) 経済事情の急 激な変動等により 著しく財源が不足 する場合におい て、町債の償還の 財源に充てるとき。

				(2) 町債の償還額 が他の年度に比し て著しく多額とな る年度において、 町債の償還の財源 に充てるとき。 (3) 償還期限を繰 り上げて行う町債 の償還の財源に充 てるとき。 (4) 地方税の減収 補てんのため特別 に発行を許可され た町債又は財源対 策のため発行を許 可された町債の償 還の財源に充てる とき。
3 三朝町 公共施設 営繕基金	庁舎その他町の 公共用施設の計画 的かつ安定的な整 備及び営繕に資す ること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て	当該基金の設置目的 を達成するために必 要な経費の財源に充 てるとき。
4 三朝町 情報通信設備 整備及び維持管理 設備管理 基金	情報通信設備の 整備及び維持管理 に必要な財源を確 保し、町民の安定し た情報通信環境の 構築に資すること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て	情報通信設備の整備 及び維持管理の財源 に充てるとき。

5 電源立 基 金	三朝町における 地地域対策交付金は事業の推進に資すること。 (1) 地域振興計 画作成等措置 (2) 公公用施設 の整備維持補修 及び維持運営等 事業 (3) 次に掲げる 地域活性化事業 ア 地場産業振 興支援事業 イ 地域資源利 用魅力向上事 業 ウ 福祉サービ ス提供事業 エ 環境維保 全・向上事業 オ 生活利便性 向上事業 カ 人材育成事 業 (4) 企業導入、產 業活性化措置 (5) 福祉対策措 置 (6) 企業立地資 金貸付事業	一般会計歳入 次に掲げる措置又 は事業の推進に資 すること。 一般会計歳入歳出 予算に定めること。 該基金に積立て ること。	一般会計歳入歳出 予算に計上して当 又は事業の財源に充 てること。	第2欄に掲げる措置

	(7) 納付金加算等措置			
6 三朝町社会福祉基金	町民の福祉を増進し、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことによる資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	町民の福祉を増進するための事業の財源に充てるとき。
7 三朝町営墓地運営基金	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。
8 三朝町農山村ふるさと基金	三朝町における農山村地域の活性化のための事業の安定的な推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
9 三朝町中山間村活性化基金	地域住民が共同して行う農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動等を推進し、もって農村の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
10 三朝町地域活力創出推進基金	三朝町の恵まれた資源を生かして、地域の活性化、人材育成、産業創出等を	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	推進し、もって雇用創出を図ること。			
11 三朝町 観光振興基金	三朝町における観光施設の整備等及び三朝町の観光振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
12 三朝町 ふるさと応援基金	三朝町における、粹な教育で次代を担うみささっ子が育つ学校づくり事業の推進に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
13 三朝町 営住宅基 金	町営住宅の整備、管理等を行い、居住の安定を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 町営住宅又は共同施設の建設に要する経費の財源に充てるとき。 (2) 町営住宅又は共同施設の修繕又は改良に要する経費の財源に充てるとき。 (3) 町債（譲渡した町営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの改良に要する経費に充てるため起こしたものに限る。）の繰上償還に要する財源に充てるとき。

14	三朝町 集落排水 処理事業 推進基金	三朝町における 集落排水処理事業 の円滑な運営と安 定的経営に資する こと。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て	(1) 集落排水処理 事業の安定的経営 を図るため、借入 金の償還財源に充 てるとき。 (2) 償還期限を繰 上げて行う借入金 の償還財源に充て るとき。 (3) 集落排水処理 事業の推進を図る ために必要な経費 に充てるとき。
15	三朝町 国民健康 保険財政 調整基金	年度間における 国民健康財源の調整を図り、 もって三朝町国民 健康保険財政の健 全な運営に資する こと。	三朝町国民健 康保険事業特 別会計歳入歳出 予算に定め る額	三朝町国民健康保 険事業特別会計歳 入歳出予算に計上 して当該基金に積 立て	国民健康保険事業の 運営上必要があると 認めると。
16	三朝町 介護保 険財政 調整基 金	年度間における 介護保険財源の調整を図り、 もって三朝町介護 保険財政の健全な 運営に資すること。	三朝町介護保 険事業特別会 計歳入歳出予 算に定める額	三朝町介護保 険事業特別会計歳 入歳出予算に計上 して当該基金に積 立て	介護保険事業の運 営上必要があると認 めるとき。
17	三朝町 簡易水道 施設等改 修基金	簡易水道施設等 の維持管理を円滑 に行うこと。	簡易水道事業 特別会計歳入 歳出予算に定 める額	簡易水道事業 特別会計歳入歳出 予算に計上して当 該基金に積立て	簡易水道施設等の改 修事業に要する経費 の財源に充てると き。

18	三朝町 温泉配湯事業の安定的経営に資すること。 事業財政調整基金	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
19	三朝町 下水道事業の安定的経営に資すること。 事業財政調整基金	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町下水道事業特別会計予算に計上して当該基金に積立て	(1) 下水道施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
20	三朝町 各財産区の年度財産区間における財源の政調整基 間における財源の政調整基 調整を図り、もって財産区勘定歳に計上して当該基	三朝町財産区特別会計の各会計歳入歳出予算	三朝町財産区特別会計歳入歳出予算上必要があると認め	各財産区勘定の運営上必要があると認め るとき。

金	三朝町財産区財政の健全な運営に資すること。	入歳出予算に定める額	金に積立てること。	
---	-----------------------	------------	-----------	--

(備考)

- (1) 5の第4欄に定める積立ては、5の第2欄に定める措置又は事業ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 5の第5欄に定める処分は、(1)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。この場合において、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。